

公 告

宮農共総第700号  
令和3年12月8日

宮城県農業共済組合  
組合長理事 佐藤 敬

迫支所（新県北支所）電話機設備更新に係る一般競争入札を次のとおり行う。

○ 入札内容等

別紙、「入札説明書、要求仕様書、入札者注意書、入札参加申込書類及び入札書類」の  
とおり

## 入札説明書

令和3年12月8日  
宮城県農業共済組合長

この入札説明書は、令和3年12月8日付け宮農共総第700号により公示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約者

宮城県農業共済組合長

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達する物品の名称及び数量

ア 名称

電話設備

イ 数量等

主装置 1台 電話機 50台 その他必要設備一式

#### (2) 調達をする物品の仕様その他の明細

別紙要求仕様書のとおり

#### (3) 納入期限

令和4年3月31日

#### (4) 納入場所及び納入数量

〒987-0512 登米市迫町森字平柳 34-88

宮城県農業共済組合 迫支所（新：県北支所）

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれにも該当すること。

(1) 国の競争入札参加資格に準じ「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）」第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

(2) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていること。

(3) 公告の日から開札の日までの間に、農林水産省及び宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

### 4 一般競争入札参加資格審査

(1) この入札は一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年12月8日から令和3年12月23日までの毎日午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目8-10

宮城県農業共済組合 総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 5 契約条項を示す場所  
仙台市青葉区上杉1丁目8-10  
宮城県農業共済組合 総務部総務課
- 6 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入札場所 仙台市青葉区上杉1丁目8-10  
宮城県農業共済組合 第2会議室
  - (2) 入札日時 令和4年1月7日(金)午前10時
  - (3) 開札場所 (1)に同じ
  - (4) 開札日時 (2)に同じ
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札保証金は免除する。
  - (2) 契約保証金 契約保証金は免除する。
- 8 送付による入札の可否  
認めない。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 その他
  - (1) 無効入札  
開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (2) 落札者の決定方法  
予定価格の範囲内で入札した業者のうち、最低の価格で入札した業者を落札業者とする。
  - (3) 入札金額等における消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。  
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)
  - (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 宮城県農業共済組合 総務部総務課  
イ 所在地 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目8-10  
電話番号 022-225-6701
  - (5) 入札の執行  
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
  - (6) 入札の取りやめ又は延期  
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
  - (7) 入札執行の公開  
この入札執行は公開する。
  - (8) 2の「(2) 調達をする物品の仕様その他の明細」に関する質疑事項は書面により受け付けるものとし、その期間は、令和3年12月8日から令和3年12月23日までの毎日午前8時30分から午後5時までとする(休日を除く)。

## 要求仕様書

令和3年12月8日

宮城県農業共済組合長

この要求仕様書は、迫支所（新県北支所）電話機設備更新（令和3年12月8日付け宮農共総第700号により公示）に関する仕様書である。

### 1 業務の内容

本業務は令和4年度支所統合に伴い迫支所（新県北支所）の事務所内の既設電話設備を撤去し、新たに電話設備を購入・設置するものである。

### 2 納入場所

〒987-0512 登米市迫町森字平柳 34-88

宮城県農業共済組合 迫支所（新：県北支所）

### 3 納入期限

令和4年3月31日までとする。

### 4 内容

項目	規格等	単位	数量
ビジネスフォン主装置		式	1
多機能電話	コードレスハンドオーバー	台	50
内線通話専用電話機		台	1
主装置設定用電話機		台	1
設備・調整	既設電話撤去含む	式	1

### 5 仕様

#### 5-1 自動交換機

1. 外線（ひかり電話 30CH）の収容が可能であること。
2. 外線（ISDN 2回線）の収容が可能であること。
3. 内線電話機は50台収容可能であること。
4. 単独電話機（内線専用）が5台収容可能であること。
5. 主装置設定用電話機として1台収容可能であること。
6. 音声録音機能が5時間可能であること。

7. 将来、回線や内線の増設があった場合に対応できる機種であること。
8. ダイヤルインに対応できること。
9. フリーダイヤルに対応できること。
10. 停電用バッテリーが備わっていること。

#### 5-2 電話機関係

1. コードレス電話機（ハンドオーバータイプ）システムキー30 ボタン。
2. ディスプレイ LCD バックライトが点灯でき漢字表示可能であること。
3. 電子電話帳を搭載し、全多機能電話共通と多機能電話毎に個別登録できること。電話帳の登録可能件数が 500 件以上であること。
4. 発信、着信履歴は 20 件表示可能であること。
5. コードレス電話接続 BS ユニット（アンテナ）1 台につき 3 台同時接続可能であること。
6. 単独電話は内線のみ接続可能で、外線への接続機能を有していないこと。

#### 5-3 本配線盤

1. 本工事における交換機収納局線及び内線電話等の收容接続には十分な容量を有するものとする。
2. MDF から電話機までの配線工事は建設業者にて工事実施とするが、稼働に支障がないように、双方事前に打合せを綿密に行うものとする。

#### 5-4 設置・調整

1. 本件に係る機器の搬入、設置、調整等すべての作業をおこなうこと。  
(NTT 等の局内工事等の調整含む)
2. 設置・調整前に既設電話設備を撤去するものとする。
3. 本件に使用する機器の選定については、本仕様書に定めた機能を有し、納入実績のある現行の最新機種とすること。
4. 既設配線は撤去し新規に配線を敷設するものとする。ただし、施工上やむをえず既設配線を使用する箇所については担当者と協議する。
5. 電話交換機本体及び周辺機器の設置場所については、配線等を配慮し担当者と協議して定める。
6. 内線番号等は担当者の指示に従うこと。
7. 設置後機能試験を行うこと。
8. 既設配線など、本業務で発生した撤去材及び交換部品などは、担当者が指示した場所に整理整頓して保管し、担当者の指示により適切に処分をおこなうこと。
9. 設置工事日は協議の上決定するが、当組合の業務に支障の出ない曜日・時間帯に実施すること。

## 6 その他

1. 契約書は当組合の担当者と協議の上落札業者が作成すること。
2. 業務完了後、下記完成図書を提出すること。
  - 機器配置・配線図面
  - 多機能電話システムキー等の設定内容がわかるもの
  - 取扱説明書（設置後、操作説明を実施）
3. 本仕様書のとおり、納入されたことの確認をもって検査とする。
4. 入札書類作成にあたっては、現地の状況・要望を確認の上作成すること。
5. 入札にかかる経費（調査費等）は入札参加業者が負担すること。
6. 納入する電話設備については、物品の製造者の如何にかかわらず、落札者が最終責任を負うこととする。
7. 工事に際しては、工事個所及びその周辺にある既設設備等に破損等の支障をきたさないよう施工方法を定め、細心の注意を払うこと。万一、破損した場合は請負業者の責任において復旧すること。
8. その他、本仕様書に記載のない事項については、別途協議する。

## 入札者注意書

宮城県農業共済組合長

この入札注意書は、迫支所（新県北支所）電話機設備更新（令和3年12月8日付け宮農共総第700号により公示）の入札に関する注意書である。

### 1 総 則

入札参加者が知り、かつ、守らなければならない事項は、入札説明書及びこの入札者注意書によるものとする。

### 2 異議の申立等

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、入札説明書、要求仕様書、契約書及びこの入札者注意書を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、担当職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札説明書等について不明を理由とする異議を申し立てることは、入札前及び入札後を問わずできない。

### 3 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、入札日時に封印した入札書をもって応札すること。この場合、封筒に入札者氏名を表記する。
- (2) 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状を持参させること。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札開始後は、終了までの間、入札会場への入退室は認めない。
- (5) 応札した入札書は、引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

### 4 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）」等に抵触する行為を行ってはならない。

### 5 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

### 6 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 競争に参加する資格を有しない者（事前の審査等に合格しなかった者を含む。）が行った入札
- イ 委任状を持参しない代理人が行った入札

- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 入札金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した業者のうち、最低の価格で入札した業者を落札業者とする。

8 再度入札

開札の結果、落札業者がないときは、直ちに再度入札を行う。

9 入札の中止

再度入札を行っても落札業者がないときは、入札を中止することがある。

10 同価格の入札

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

11 契約書の提出

落札者は、宮城県農業共済組合長に対して契約書に記名押印の上、落札決定の日から20日以内に宮城県農業共済組合長に提出しなければならない。

ただし、宮城県農業共済組合長がやむを得ないと認める場合は、この期間を延長することができる。

12 入札執行会場への入場制限

入札参加者の会場への入場は、各社1名とする。